

12章 2 災害対策基本法、消防法、水防法

p. 327 「3 水防法」を更新（2021年7月更新）。

3 水防法

●定義（水防法第2条）

この法律において「水防警報」とは、洪水、雨水出水、津波および により災害が発生する恐れのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う をいう。

【答え】 1:高潮 2:発表

●国の機関が行う洪水予報（水防法第10条）

気象庁長官は、気象状況により洪水、津波または高潮の恐れがあるときは、 と に通知するとともに、放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関の協力を求めて一般に周知しなければならない。

は、2つ以上の都府県にわたる河川、または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上、重大な損害を生じる恐れのあるとき、または洪水の恐れがあると認められるときは、 と共同して 、 を示して に通知し、報道機関の協力を求めて一般に周知しなければならない。

【答え】 1、2:国土交通大臣、都道府県知事 3:国土交通大臣 4:気象庁長官
5、6:水位、流量 7:都道府県知事

●水防警報（水防法第16条）

は、洪水、津波または高潮により国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸について水防警報をしなければならない。

は国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼、海岸で、洪水、津波または高潮により相当な損害が生じる恐れがあると認めたときは、水防警報をしなければならない。

【答え】 1:国土交通大臣 2:都道府県知事